

枚方市規則第 39 号

枚方市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市屋外広告物条例施行規則（平成26年枚方市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第4条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 条例第26条第2項の広告物等（既に表示し、又は設置している広告物等に限る。）に係る申請書にあっては、屋外広告物安全点検結果報告書（様式第3号）及びこれに記載した点検の状況を明らかにした写真

第4条第3項中「第5号まで」の次に「及び第8号」を加え、「（条例第26条第2項の広告物等に係る申請書にあっては、これらの図書及び同項の規定による点検の結果を記載した屋外広告物自主点検結果報告書（様式第3号））」を削る。

第8条第1項第2号ニ中「建造物の屋上に表示し、又は設置する広告物等（平成28年9月30日以前に表示又は設置の工事が完了している広告物等を除く。）にあっては、地上から最上端までの距離が15メートル以内であること。」を「別表第6」に改める。

第9条第3項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第14条第1項中「その高さが4メートルを超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) その高さが4メートルを超える広告物等
- (2) その広告物の面積が7平方メートルを超える広告物等（建造物の壁面に直接表示する広告物を除く。）

第14条第2項中「該当する者」の次に「又は広告物等の点検に関する技能についての講習のうち、市長が指定するものの科目の課程を修了した者」を加える。

別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第8条関係）

項	区	分	面	積	掲	出	位	置
1	建造物の屋上に表示し、又は設置する広告物等	自家用広告物等			(1) 鉄道の駅に既に表示し、又は設置している広告物等と同様の内容を当該鉄道の駅に表示し、又は設置する広告物等 当該既に表示し、又は設置している広告物等の最上端より上部に表示し、又は設置しないこと。 (2) その他の広告物等 地上から最上端までの距離が15メートル以内			
		自家用広告	7平方メートル以内		地上から最上端までの距離 15メ			

		物等以外の 広告物等		メートル以内
2	その他の広告物等（自 家用広告物等を除 く。）		7平方メートル以内	

備考 別表第3の備考2の規定は、この表に適用する。

様式第3号を次のように改める。

附 則〔令和4年4月27日公布〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定、同条第3項の改正規定、第14条第1項及び第2項の改正規定、様式第3号の改正規定並びに次項は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1項第2号ニの規定は、この規則の施行の日前に表示又は設置の工事が完了している広告物等については、適用しない。
- 3 改正前の様式第3号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式第3号により作成した用紙として使用することができる。